

---

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第3、議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町岩科診療所）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町岩科診療所）の件についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○3番（小林克己君） 11月23日の静岡新聞に、行政委員会から計画の進め方について疑問視する声があがったという記事が載っております。どのような疑問視するような声があがったのか、説明をお願いします。

○統括課長（高木和彦君） 11月23日に行政委員会からそういう報道があったと言いましたけど、22日に審査したあと私自身は、行政調査委員会とはお話しをしてませんので、その辺については私の方からはお答えできません。

○3番（小林克己君） じゃあ、疑問視する声が無かったって形で・・・理解でよろしいのでしょうか。それとも・・・

○統括課長（高木和彦君） 本日の案件につきましては、指定管理者につきまして地域医療振興協会にするかというような案件です。今のお話しですと、前回の11月22日の第73号議案に対してのことという理解でよろしいでしょうか。

○3番（小林克己君） 指定管理者を指定するときの・・・、記者の目というところを最初から読みます。「地方の医療不足が深刻化する中、医療確保に力を入れる姿勢は評価できる。実際これまで、町議会や行政委員会から計画の進め方について疑問視する声があがったが、医療環境充実を図るため行政のやり方を容認してきた」とかっていうところの文章を抜粋して、今この疑問視する声がどのように上ったかってことをお聞きしたかったんですけども。

○統括課長（高木和彦君） 議長、これは22日の73号議案についての質問ですけど、この場で回答してもよろしいでしょうか。

もう一度、皆様からもこの対応はイレギュラーじゃないか。また、報道なんかで急ぎ過ぎているみたいな報道がございました。ただ、既に診療所が実在して、経営状況も確実に黒字が見込まれてる場合、そのときに管理者の更新ですとか、若しくは継続のために公募するっていう場合、これでしたら直ぐに出来るんでしょうけども、今回のように赤字、また赤字が見込まれる過疎地域であるということとですね、公募しても応募があるか分からない。また、運営方針ですとか、収支の見込み。また、皆様が一番心配してる赤字になった場合の補てん、これがある程度、分かっていますと、設置条例を上げても皆様やはり内容がわかりませんと、この条例には中々賛成できないというご意見が出るということは私どもも想定しました。

特に今までの質問の中で診察には何人来るかという質問もありました。これはもう、町では判断は不可能です。また、経費はどうなるか、これについても指定管理者をある程度絞って、そこで見積もりをいただく。診療時間ですとか診療日、これにつきましても指定管理者の申請書を見なければ分からないこと。あと、赤字補てん、これにつきましては今の時点でも出ません。これから正式に指定管理者が決定され、こちらの方に概略は今日、お示ししてありますけれども、それが決まってから協定書を作る中で、この辺については煮詰めていく形になります。

今回につきましては、設置条例を上程する前には、指定管理者予定者の概要をある程度固める必要がありましたし、そのために弁護士等とも相談して並行したもので、私どもからするとイレギュラーですとか順序がおかしいですとか、色々ご批判ありましたけれども、皆様にご理解いただくために色々考えたうえの手順です。

条例を制定するときには各市町、色々考えます。ただ背景ですとか経過、そういうこともありますと、それなりに条例は工夫しなければなりません。今回の手続きにつきましては、皆様に理解していただくためにやった条例ということをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤井 要君） 小林議員が言ったのは、今までの流れの中で、何々委員会でやりましたよね。そのことに対して、議会じゃなくて、そういう委員さんから疑問が・・・これおかしいじゃないですかという疑問が起こらなかったか。その疑問はどんなものがあつたかということを質問してるとは思いますけど、ちょっと答弁が違いますので、そのことが分かれば・・・

○健康福祉課長（新田徳彦君） 新聞報道の関係で、行政調査委員会の方で疑問視というようなお言葉がございましたけれども、おそらくこれは8月2日付けで行政調査委員会から答申をいただいております。この中で付帯意見といたしましては、この時点で診療所の設置条例が未制定となっていると、公募等を進めるにあたっては必要な措置を講じることというよう

なご意見をいただきました。調査委員会の中でもやはり条例をとというような話になったと思います。そういった行政上の事務手続きをやってくださいよというようなご意見をいただいたと。ただ我々といたしますと、先ほど統括課長が申しあげましたように、先にやってしまいますと収支のことが分からなかったりですとか、公募をしても果たして来るかどうか分からないという不透明なところがありましたので、こういった付帯意見はいただいたんですけども、設置及び管理条例については先の臨時議会で上程させてもらって、可決をさせてもらったという次第でございます。

○町長（長嶋精一君） 皆さんにもう一度、再認識していただきたいという意味で申し上げます・・今までの意見を踏まえて。

総合計画というのがあるんです。この総合計画に令和3年度には診療所を開始したいというふうに謳ったんですよね。総合計画というの言うまでもなく、町の最上位に属する計画でありまして、今後の町づくりの指針となるものでございます。そこに診療所を造りたいとはっきり明示してあって、それは議員の方々もご存じのわけですね。

そういう中であくまでも、町としては町の負担を・・資金面ですね、負担を極小化するためには、国とか県の有利な補助金等を活用したいと、活用しなきゃいけないということで動いております。しかしながら当然のごとく、それを活用するためにはいつまでに申請しなきゃいけないとか、いつでもいいよというわけには行かないんですね。だからその期限に間に合うように我々は動いてきたわけです。

ところが議会の中には、先ほど統括が言いましたとおり、公募しても団体が集まるのかとか、赤字になるのか、収支状況はどうなんだ。あるいは赤字になったら補てんはどうするんだとか、色んなご意見がありました。従ってやむを得ず、やむを得ず設置条例と、それから指定管理者・・こういう条例を同時に上げざるを得なかったというのが実情です。それは理解をいただきたいなというふうに思います。

それから同時進行してきたことについて、一部の報道機関から先ほどの原則を逸脱している計画だというふうな報道がありました。これは私としては非常に・・とんでもないというか、我々は同時並行せざるを得ないということは、もう報道機関は、今までの経緯は全部分かっているはずですね。だから非常に私としては不本意でした。そういうことがありまして顧問弁護士とも相談をし・・もともと相談をしてあったんですけども、顧問弁護士はそういう背景を十分に知って、これは全く問題がないという結論に達したわけです。以上、簡単に説明いたしました。

○5番（深澤 守君） 先ほどの統括の答弁で、今回の手続きについては問題ないという発言をしましたが、この前の臨時議会の休憩時間のときに統括は、この条例に関しては条例が制定する前の公募については、弁護士に聞いたらこれは成り立たないというお話をされています。その辺について・・・。

もう一点、これ統括、言った言わないの・・・それは言っていないという話しをすると思うんですが、今まで言っていますように、こういう重要な問題に関しましては、弁護士の方にこのような趣旨の質問をしますというものを出して、回答は口頭、記述その他で文書に残して、総務課等に残しておくということをしていくと思いますけど、そのような措置がなされていない以上、私、言った言わないの問題じゃないと思うんですが、その点についてお伺いします。

○統括課長（高木和彦君） この間、休憩時間に私はそのようなことは申しておりません。それを言うてしまうなら3月の議会のときに、私と町長が岩科じゃなくて中川も考えてるとかっていう発言をされています。そちらの方がどうかと思います。

それともう一つ、顧問弁護士に連絡をするときに必ずしも文書ですべて出来るわけではありません。相手の都合、相手が答えるときには携帯電話からもよこしますし、私どもが予期しない時に連絡をよこすことがあります。確かにそういうときはメモをして、それをお話していますけれども、それがおかしいとかということではなくて、緊急性があるときとか、相手の都合によって必ずしも書類で残すことはありませんので、そちらの方はご承知ください。

○町長（長嶋精一君） そういう話し・・・顧問弁護士さんの回答がもっと書類で欲しいということであるならば、深澤議員どうぞ、我々と一緒に東京の虎の門・・・弁護士まで同行してください。それはお願いします。それが一番確かですから。

そして議長、もう本日の議題に入ってもらえませんか。よろしくお願いします。

○議長（藤井 要君） 町長に申し上げます。これは入っておりますので、皆さんの色々なご意見を聞いているつもりでございます。

○5番（深澤 守君） 何回も言いますが、言った言わないで議論するよりも、当局はこれについて、先生が正式な回答をしているという文書を出してきた方が一番根拠になるんじゃないですか。これだけ重要な問題に対して、当局が質問書を出してなくて、それについて正式な文書で出てこないという・・・今までの行政であり得ない話しでしょう。重要な問題についてはそういう手続きを取るんですよね・・・統括。

○統括課長（高木和彦君） 重要な案件であっても、時間的な制約ですとかそういうことがあるときには、口頭で行っております。

（町長「一緒に行きましょう」と叫ぶ）

○議長（藤井 要君） 不規則発言は控えてください。

○5番（深澤 守君） 先ほどの総務課長の謝罪の中で、設置条例が公布されてなくても、指定管理議案のものが審議されても問題なくて、総務課長の発言で議会が混乱したことを謝罪してありますが、それを弁護士に聞かれたその根拠というものはどういうものでしょうか。もともと条例が無い・・・議会自体で議決はされてましたけど、公布等の手続きを取ってなくて、条例自体が有効性が無いなかで、指定管理議案を上げて審議するという法的根拠。

それから、弁護士先生の見解をお伺いいたします。

○統括課長（高木和彦君） 私と総務課長の見解が違っていたことは確かです。ただ、この条例の中で経過措置として、この条例によって先に行われた手続きについては、これでやったこととみなすという文面がありますので、私としては一緒に上げてもいいのかなという考えがありましたけども、この間、休憩のときに皆さん意見はですね、やはりこれはきちんと告示をしてからが正当だろうということがあります。確かにそういうことがあるものですから、あるとき決を採りまして、そういう経過があるのでしたら、この日を変えて審議しようと、皆さんと同意してやったこととございます。その中でそれが悪いですとかどうのこうの言いますけども、そこは改めて今日、このような議会を設けていただいたわけですから、そちらの方はご理解いただきたいと思います。

○5番（深澤 守君） 統括の個人的見解じゃなくて、弁護士先生に聞いたもの見解を伺ってるんです。

○統括課長（高木和彦君） 今そのことについて弁護士に聞いたかということでしたけども、私どもも念のために聞きます。これこれこういう流れがあって、日を改めて議場でやることになりましたと・・・そうしたら顧問弁護士の方は、自治法のうえでも公示するということが書いてあるから、それに従っているのが一番じゃないですかというような回答はいただきました。

○5番（深澤 守君） そういう話しで総務課長は誤ったんじゃないでしょう・・・・・・

（高柳議員「議長、動議。」と叫ぶ）

○議長（藤井 要君） 動議、理由は。

○7番（高柳孝博君） 今の意見は、前回の条例のことについて話されてるようですが、そ

れを今、ここでやってもなかなか結論出ないと思いますので、それはまた別途やることとして、休憩して・・・もしそれならば、今日は・・・

○議長（藤井 要君） 高柳議員と深澤議員とは、もし異議ある人はここに集まってもらえますか。ここに集まってください。

今、集まることはないということだもので、暫時休憩します。

（午前9時22分）

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時28分）

---

○議長（藤井 要君） 質疑を続けます。

先ほどより質問があります深澤君、続けてお願いします。

○5番（深澤 守君） 先ほどの弁護士の・・・統括の個人的見解じゃなくて、弁護士のちゃんとした見解をお伺いいたします。

○統括課長（高木和彦君） 電話で話したときに聞き取りますけれども、顧問弁護士こういうふうに言いました。実際問題として、今回問題になっている・・・前回承認いただきました第3条の中に、診療時間ですとかそういうことが・・・

（深澤議員「そういう話しじゃない」と叫ぶ）

いや、これは倉科先生の話です。そういうことを見ていくとですね、当然ある程度、指定管理者候補者等と・・・ある程度聞いて行かなければしょうがないじゃないかと、そういうことを思って松崎町は先行してやったんでしょう。そういうどこか都会の中で指定管理を公募すれば、すぐに誰かどうかが来て、いい運営が出来ることが見込めればいいんですけども、この場合は来るかどうか分からない、来ても運営ができるかどうか分からないということがあって、松崎町がそういう判断をして条例を制定したら、それはそれでいいんじゃないですかというような回答でした。

○5番（深澤 守君） その話じゃなくて、総務課長の謝罪の中に、設置管理条例が公布されてない中で、指定の手続きを取ることにについて認識が違いましたっていう謝罪をしている訳ですよ。それは事実ですよ・・・今日。それについて、もともとの条例が制定をされましたよ。作りましたよ・・・議会で。その中で公布していない条例を基にして、指定管理の認定は出来ないでしょうって言うてるんです。それについて弁護士が、手続きのやり方はOKだ

って言った法的根拠と、それに対する弁護士の見解を僕は伺っているわけです。そここのところを、ちゃんと明確に答えていただきたい。

○統括課長（高木和彦君） 繰り返しになりますけれども、この間、そういう議論がありましたから、議案第73号は成立したけども、指定管理について今日やってしまうのはいかなものかという皆さんの意見があって、今日にしたわけであって、それについて、いちいちそういうことまで顧問弁護士に相談してはございません。

○2番（鈴木茂孝君） 先ほどのお話しですと、例えば赤字になったような施設を造る場合には、今のような手続きを踏むこともあり得るといことなんですけども、これは他の自治体でもあり得るんですか。ちょっとお聞かせください。

○統括課長（高木和彦君） 今まで皆さんに納得していただくために、色々なことに配慮したものですから、全部を調べたわけではありませんけども、大体の場合は指定管理するときには、県内の状況でいきますと、もともと施設があって、黒字で運営していて、公募さえすれば誰かどうにか来るなんて背景があったものが多いようです。

今回のようにこのような過疎地・・皆さんおっしゃるように、これから人口が少なくなるですとか、そういうことを言っているところですね、最近やった例というのは私の方では把握してはございません。もし、そういうところがあって、同じような状況があったところがあればですね、その市の町の条例なんかを参考にして、進めたんじゃないかなというふうには考えております。

○2番（鈴木茂孝君） 私の調べたところによりますと、こういう事例というのは公布と施行、その前にやったことも認めるというようなことなんですけども、昭和37年の国会に遡るといような例でして、非常に今回の例は稀なケースということでございます。ですので、このようなやり方というのは、やはり今回限りにしてもらって、今後はきちんと議員に説明をしながら、ゆっくりやっていると、そういうようなことをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 昭和37年の判例というのがちょっと手元にないものですから分からないんですけども、もしそれ以外にですね・・例えば僕らもこの件については議会全員協議会、勉強会、色々な形でご説明はしたつもりです。ただそれでも説明が足りないということでしたら、今後色々な事業が、またあると思います。そういうときにはですね、議会全員協議会を開くときにですね、私どもはここでこういう話しをしました。皆様、何か他に感じてるものはありませんかとか、丁寧に聞くようにいたしますのでお願いします。

○2番（鈴木茂孝君） 私どもも勉強しますので、丁寧に、このように・・・なかばもう期間が無いんだというんで、何とかやってくれというんじゃないくて、やはりきちんと説明して皆さんが納得したうえで進めると、そんなことをやってもらいたいと思います。お願いいたします。

○7番（高柳孝博君） 76号へ入りたいと思いますけれど、今の関係で、他の方、議員の意見があるということであれば、そちらを優先してお願いしたいと思います。その後で、またお願いします。

○1番（田中道源君） 先ほどの顧問弁護士の方から、時間が無いもので口頭での説明だという・・・これは時間が無いということは仕方がないこととは思うんですが、やはり私たちとしても、何を根拠にそういう話が出るのかというのが知りたい訳でございまして、書面としての正式なものではないにしても、電話の際のメモであったり、こういうことを言っていたよというのがお示しできると、こちらで納得が・・・確かにそういうやりとりしたんだなということが担保できると思いますので、正式なものにはちょっと時間の都合で無理かも知れませんが、その当時のメモ等ございましたら提出していただきたいなと思います。

それと、質問させていただきたいんですが、顧問弁護士さんはそのようにご回答いただいていると思うんですが、町には例規審査委員会というのがあると思います。そちらの方はその条例等、この一連の流れをやるに当たってですね、どのような見解を出してきているのか教えていただけますか。

○統括課長（高木和彦君） メモについては私の方で・・・汚い字で書いてありますので、それをきれいに清書といいますか・・・お渡しするようにいたします。

それと例規審査委員会の関係、私どもの町では各課1人出て、例規審査委員会というのをやっています。それで一番最初にやったときには、やっぱり第2条がどうかとか、第3条がどうかとか色々話しは出ました。ただ私の方は倉科先生に相談したって経過もありますし、それを踏まえて1回その会議は中止をして、もう一度、また新田課長の方で条例を整備し直して、削るべきところは削る・・・作業をしてですね、今回上程をしたもので、皆様からってはあれかもしれませんが、例規審査委員会の委員長というのは私ですので、私の判断です、ある程度整理したものを、これを出してもいいという判断で今回、上程させていただいたものでございます。

○議長（藤井 要君） 統括課長、メモの提出はいつごろまでに提出できるのかな。

○統括課長（高木和彦君） 今日、今と言われてもあれなんです・・・じゃあ、もし言わせてい



ただくなら、私が倉科先生に聞いたことを間違っここで話したとか・・・それで議論が変なふうに行ってしまったら、それはメモがどうのこうの話じゃないんですけど、少なくとも言葉の端々は出なくても、趣旨としては正しいというふうに、ある程度聞いていると思っておりますので、メモをいつまでとか、何かと言われても、逆に議会の方で今、出さなければダメだよって言えば、今、席に行って作って\*\*\*\*そういう話しになってきます。これ信用してください。

○1番（田中道源君） 別に疑っているという訳ではないんですけども、こと大事な案件でございますし、この前の臨時議会が今日の議決に延びた経緯もございます。いわゆる何をもって私たちは決めなきゃいけないのかってところで、本当に弁護士さんという法に詳しい方の見解に基づいているんだってことがあってこそ、今日の議会だと思うんですね。ですので、こういうことが起こり得るってことで、正式な書面でもともと用意しておいても良かったんじゃないかなと思います。また、いつも時間がないものというような言い方が色々見受けられるんですけども、そもそもそういうことがあってもいいように、書面でいただいおくとか、当局の方も本当に進めたいっていう誠意を示すためにも準備をしておくべきじゃないかなと思います。

今、出せっていうことじゃなくても、例えば走り書きの汚いものでも結構ですから、ちゃんとやったんだよっていうのが分かったら、こちらも統括の言っていることは・・・言っているとおりやってるんだなってことになりますので、私としては清書したものというよりも、その当時の走り書きのもので結構ですから、これがそうですってのを教えていただけるとありがたいなと思います。

○統括課長（高木和彦君） 分かりました。また、出します。

○議長（藤井 要君） またじゃあなくて、見せれば皆さんのところにパッと見せた方が、それは次の審議に入るのに、またここで暫時休憩よりは・・・それに対してどうする。ある程度、進んでから出しますか。休憩すれば出せますか。そんなに時間はかかりませんよね。

提出までの間、暫時休憩します。

（午前9時39分）

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時46分）

---

○議長（藤井 要君） 今、当局の方から、倉科先生の見解が皆さんのお手元に渡されました。今、読んでいるところでありましょうけれども、これに対して先ほど田中議員からの質問がありましたけれども、これに対して田中議員からの質問があれば、そのまま田中議員から続けたいと思いますけど。

○1番（田中道源君） メモを用意していただきましてありがとうございます。ちょっとこれでは、実際に倉科先生のがってことが分かりづらいところではあるんですけど、もう証拠がどうかって言うよりも、私も実は法律のことを少し勉強させていただきました。

前回、こういう事態になったことを踏まえて、実際のところどうなのかってことを調べましたところ、この法的な遡及するって行為は、刑事法にあっては絶対にあってはならないことだと調べた結果ありました。しかし、民事のことや行政のことで、特定の利益を被る人があつたりする体がない場合は、そういうこともあり得るといような見解があるそうです。他の市町でもこの辺の見解というのはまちまちなところがあつて、正式にはちゃんとこういうことの無いように制定して行くのが当局としても、準備する側の責任だとは思いますが、その見解の相違というのが各市町でも見受けられるそうでございます。後追いで承認するというような体があるように勉強をしてきました。ですのでこの場合、法的な明らかな瑕疵というのは、この前の公布する前にやってしまうのは良くないんじゃないかっていう体は、その日をずらすことで、今日になっていることでクリア出来てると思うんですけども、一番何を・・誰のためにこれを作るのかってところに重きを置いたところ、やはり話しを進めて行って、診療所が出来るといことを円滑に進めて行く議論の方を進めるべきじゃないかなと思います。

ただ、こういう話しになってしまっている。もともとの条例を作ってから色んな手順を進めて行けば、こういうことは無かったんでしょけれども、お尻の方が決まっているから急がなきゃいけないということで、無理をした結果がこうなっているんだと思いますので、無理なことをする以上、当局の方としても、そういった法の整備、出してくる議案の整備っていうものはしっかりとさせていただきたいなと思います。ですので、先ほどの話しで勉強してきたところでいきますと、特定の利益を得る団体があるわけではございませんので、このまま進めることでいいんじゃないかと思います。今後の議会運営のためにも、出してくる議案というものをしっかりと精査して出してきていただきたいなと思います。

○5番（深澤 守君） これ、静岡県の行政財政課（市町行財政課）の方の正式な見解として文書でいただいております。確かに田中議員が言うように経過措置その他、取ることは可能

だと書いてあります。特別なことで経過措置というものは取れるというふうな見解はしてあります。しかし、今回の経過措置については、最初に経過措置ではなくて、準備計画なものを制定してやらないと、これはいけないというふうな見解が出ております。

静岡県の条例を作ったときも経過措置じゃなくて、準備行為という形でとってありますので、やはり経過措置じゃなくて準備行為の中で、ちゃんと規定を定めてやらなければいけなかったんじゃないかと思います。経過措置についても不備があると思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 県には県の考え方があり、町には町の考え方があって、それについて多少何かあったとしても、この間、議会で承認されているわけですから、このことで深澤議員のお話しというのは、どうかして・・・この診療所についてということが見えます。

こういう大きいことをやる時、また、前例がなくやる時にですね、我々も考えながら一生懸命やってますけども、不備があるとかそういうことがありましたら、そのために議会全員協議会ですとか勉強会をやってるわけですから、もし今後、何かありましたらそういうときにお話してください。

○議長（藤井 要君） たびたび揉めておりますけれど、今、田中議員の意見、また深澤議員の意見もありました。皆さん、また暫時休憩かということになるかも知れませんが、前に進めるか、それともこの法律的な問題が出てますので、それをどうするのか。若干のお時間をいただきまして、諮って次の段階に入っていきたいなと思います。

暫時休憩します。

（午前9時53分）

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時03分）

---

○議長（藤井 要君） 質疑はございませんか。

○6番（渡辺文彦君） 今日、76号議案を審議するにあたって、前回の設置条例73号が成立した時点で74号に移行するに当たり、73号が公布されてない段階で、74号を審議できない、おかしいということで一端中断され、今日に至ったわけですね。当然、その間に公布されて、その手続き上の処理がされたと僕は理解しているわけですが、そういう意味で、弁護士がどう言ったとかこう言ったとかという議論はされても、あまり意味はないのかと私は考

えてます。

一つだけ確認したいことがございます。この条例を仮に、令和3年4月1日からというような、経過措置ってことでもって設定したらどのような問題が起こるのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

結局、前に73号が通った時点で、この条例が通れば既に岩科に診療所があって、営業している状態になるんですよって説明を受けたんだけど、それはあり得ないと思ってるわけ。あくまでもこれから公募するための設置条例だから、候補者がいないときに、条例が・・・診療所があって営業してるなんてことは普通あり得ないわけだから、そういう考え方は成り立たないと思うんだけど、この条例が出来た時点で・・・73号の設置条例ですね、岩科に診療所があるのが、設置されてなきゃいけないんだっていう表現がされた、そういう見解を受けたもんで、それが正しいのかどうか。そういう見解が成り立つのかどうか。それを確認したいんですけど、分かりますか。

○統括課長（高木和彦君） 73号議案、岩科診療所の設置及び管理等に関する条例の中に、場所ですとか時間が入ってます。これにつきましては町の姿勢として、岩科のあの場所に診療所を造るんだよ、やった場合にはこういう時間でやりたいというな、また、管理については指定管理者制度を使いたいという町の姿勢を表したものでございます。

その中で、例えば条例の中に岩科診療所と書いてあると・・・松崎町の条例、この間、公布されました。例規集をみると、松崎町が岩科診療所を岩科何番地に造りますよということがあるからといって、その条例を見て、そこに診察に行く方がいるかっていうと、こういうふうに書いてあるけども、これについては指定管理者を今後決めて、これから建設工事が始まるから、実際には町は今・・・聞くと令和3年4月にオープンしたいようだけど・・・という形になって、この条例にあるからといって、先ほど田中議員とか色々ありましたけども、誰かに悪い影響を与えるということは無いものですから、僕はこの条例はそのまま問題ないというふうに考えております。

○7番（高柳孝博君） 今ここで・・・確かに経緯としては順序通りやれば正しいと思いますし、文面もあるかと思いますが、ここのところはしっかりと、例えば日にちを切ってもその時に、ものが出来てなかったら条例違反じゃないかということになるわけですね。そういうことじゃなくて、そこをきちんと住民に説明していただいて、そこを1つの課題としていただいて、次の審議に入りたいと思います。議長いかがでしょうか。

○議長（藤井 要君） 今、ご意見がでましたけれども、本題からいけば指定管理の指定とい

うことであるわけですけれども、こういう問題が片付かなければ前に進めないというようなことが、前段がありましてやっていたわけですけれども、皆さんのご異議がなければ指定管理の方に入りたいなと思いたいますが、その前にもう一言、言いたいか、そういう方がいれば・・・なければ本題の方に入っていきたいと思いたいますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤井 要君) 皆さんの意思が診療所の指定管理の方ということですので、指定管理の内容について入りたいと思いたいます。

○7番(高柳孝博君) 議案第76号の、公の施設の指定管理者の指定について、いくつか質問したいと思いたいます。本案は指定管理者と契約するにあたって、色んな条件・・・まあ\*\*\*\*がいいかということを見極めてやらなければいけない。1つ私は、契約するにはどうしてこの指定管理者でいいのかという\*\*\*の問題、いわゆる危険リスクというのが契約の場合は非常に大事だと思いたいます。そのあたりのことが資料とか何かで色々書かれていますので分かると思いたいますけど、傍聴される方もいらっしやいますので、是非この組織、もの、金、資本とかそれから収益の関係・・・例えば700万円を交付金として事業費として入ってくる。この事業費として入ってくるお金は5年間の間に出して行きますよと、そういった説明を、やはり住民の方に説明をしていく必要があると思いたいますので是非お願いしたい。

それから600万円を本部の方へ出すとか、それから利益があがった場合に40パーセントは振興会の方でというふうな話しが出てますね、この中で。ここに書いてあるのは違うんでしょか40パーセントとか。それを含めてその説明をお願いします。

2つ目がですね、協議事項であります。今後協議しなければならないということがいくつか資料の中から出てます。1つは料金の問題、2つ目が営業時間の問題、3つ目は交通機関の問題が出てますんで、これ協議かと思いたいます。

もう1つは赤字の考え方ですね。それについての説明をお願いしたいと思いたいます。

最後に、医者として必要とされるものというときに、診療所のお医者さんはコミュニケーションが大事だと言っています。医者に行ったときに、しっかりコミュニケーションが取れなければ正しい診断は出来ないということもあります。もう1つは、医者に信頼できなければ正しい受診はできないし、そこに来る患者さんも安心して行けない。そういう意味でこの資料の中では、地域の信頼が重要であるということ言っているわけですけど、その辺り、ある診療所では、地域の住民のバッシングに合って医師がもたないというところもあります。そういうことを考えてみると、医者の信頼・・・お互いに・・・医者だけではありません。受ける

方もちゃんと信頼を継続する側も信頼がなくてはいけないと思ってます。そういった信頼を作るために、そういったトラブルがあった場合に町としてどういう対応を取って行く考えがあるのか、その辺りお聞きしたいと思います。

○議長（藤井 要君） 先ほどからは話しの中で、次の段階に入ったわけですけど、指定管理を認めるか認めないかというような議論に入ってるわけですので、そういうことを踏まえて質問をお願いしたいなと思います。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 只今、何点かご質問がありましたけれども、先ずどうしてこの指定管理業者なのかというような点でございます。そちらにつきましてはご承知の通り、公募を8月2日から9月10日まで行いまして、結果的に地域医療振興協会から応募があったということでございます。あくまでもその段階では、指定管理者としての候補者としてどうしようかというようなことになるわけですけども、それにつきましても9月20日と10月2日に指定管理者の選定委員会というのを設けまして、そこでご議論をいただきました。その中では主に4点ほどの・・・例えば管理運営能力ですとか管理運営の考え方への理解、それから診療所の効果的な管理の実現、それから収支計画等という4つの観点からご議論をいただいたわけですけども、この中で、今日、皆さんお手元の方にある資料を委員の皆さんに見てもらいました。その中でトータル的に勘案いたしまして適というような結果になったこととでございます。それに基づいて、今回、第76号議案でこの地域振興協会・・・町当局としてもこの業者を指定管理者として指定したいよということで上げた次第でございます。

それから順番が前後するかも知れませんが、今後様々な・・・まだ・・・例えば指定管理者が仮に今日、決まったといたしましても、今後、赤字の補てんの関係ですとか\*\*\*関係ですとか、まだまだ議論すべきこともあるのかなと考えております。その辺については今後、詰めていくことで、もし指定管理者として地域医療振興会が決まれば、そちらの方と協議をしていくということでございます。

それから医師との信頼関係の件です。こちらについてはやはり人気のある診療所、お医者さんというのは、やはり患者様との信頼関係がないと築けないものではないかなと考えております。今回、申請書の中でも地域の皆さんとの信頼関係を構築して行きたいというようなことがありますし、また、地域医療振興協会では全国に75の・・・直営を含めて指定管理をやっている実績のある業者でございますので、当然、その中では今までの実績の中からノウハウみたいなものも持っておりますので、そういった経験という・・・経験、実績を踏まえながら今回、本案を上程させてもらったというような次第でございます。

○1番（田中道源君） 今日、指定管理者が決まりましたら、その後、協定を結んでいくという形で、細かいところを詰めていくという形になると思うんですけれども、協定のところは基本的に当局と管理者さんとの間での調整ということになるかと思います。ですので、その協定に入る前に確認させていただきたいことが4点ほどございますので質問させていただきます。

前回の議案73号のときも確認させていただきましたけども、赤字補てんの上限額というものを5年間で7,500万円が上限だと、これを今一度、明確に町長からお答えいただきたいなと思います。これに関しましては、これが検討するとかそういうのではなくて、赤字になろうと町として出せるのは7,500万円だということを、ここで明確に言っていたかかないと、私としては賛成しかねるところでございますので、7,500万円が上限だっところを、まずお答えいただきたいなと思います。

続きまして診療科目の・・・どういう科目を置くのかというのを、町の方の考えを教えてくださいということと診療時間ですね。再三にわたりまして、土日、夜間をお願いしてきました。それを町としてはどういうふうに交渉するつもりなのか。また、その意向というのでしょうか、それを教えていただきたいことと、4つ目は働き方改革というものが今、世の中、進んでおりますけれども、医療の分野でも、いずれそれが適用されるようになると、そうなりますとお医者さんの確保というのが、今以上に難しくなると思うんですが、例えばそれが何年後なのか、3年後なのか4年後なのか分かりませんが、働き方改革が医療の分野にも適用されたから来れなくなりましたということになりかねないなと思っております。それに対する・・・どういう対応策をこの協定の中で盛り込んでいくのかっていうのを確認させていただきたいなと思っております。以上です。

○統括課長（高木和彦君） 高柳議員の話の中にも・・・こういう機会ですから赤字について・・・収支計画についてお話しした方がいいんじゃないかってことがあったもので、それについて合わせてやります。

まず、皆さんのお手元に収支計画書を配付してございます。その中で令和3年から7年までの収支計画がありまして、この金額でいきますと、73,178,000円が最大の赤字額ということが表記されております。但し、毎年700万円程度の地方交付税が入りますので、そこでいきますと、こちらの金額的には実質的な赤字というのは最大38,178,000円というのはお示したところなんです。その中で、私どもは今回、指定管理者の応募の中で、最大73,178,000円が最大の赤字額ですよ、見積りが出てますので、今の時点ではこの金額が町の最大負担額というふう考えております。ですから、先ほど・・・今までも2億円になってもいいのか、3億

円になってもいいのかという\*\*\*がありましたけども、今、考えているのは町が出せるお金というのは5年間で73,178,000円ということで考えております。

ちなみに5年、地方交付税の補てんをして、差し引いて計算していきますと、年7,636,000円の実質負担という形になるというふうに考えております。

2点目、診療の関係。これにつきましては地域医療振興協会の方から、総合内科ということで出てます。皆さん支援の方ですとかそういう方から、こんな診療科目がいいよ、耳鼻科が欲しいよとか、婦人科が欲しいよとか、小児科が欲しいよとかという色々な意見があると思うんですけども、やはりこういう過疎地域に精通した地域医療振興協会が、当町については総合内科医がいいんじゃないかという提案があれば、私どもは一旦、その考えを尊重したいと思います。ですから、最初に来るのは総合内科という形になると思います。

それと時間の関係です。私ども基本的にこの間の条例の中で、月曜日から土曜日の診察、時間については9時から12時と、2時から5時半ということでやってありますけども、今回出された書類の中でも、振興協会の方から地域の実情によって、診療時間については皆さんと協議しながらということがあります。これから私どもは岩科地区の方に、ちょっと岩科診療所についての説明会ですとか考えてますので、その時の皆さんの意見を聞いて、すぐには出来ないかも知れませんが、赴任された先生の意見なんかも聞いて、赴任された先生が夜の診療が必要だってことを考えてくれてあればそれはやりながら、また、賀茂地区には地域医療振興協会が運営している診療所が・・・これが成功すれば6つありますので、そこで連携を取るとか色々な方法があると思いますので、これは協議書を作る中で色々検討してまいります。

そしてあと働き方改革の関係です。これは先生の診療時間の関係にも出てきますけども、今、過疎地域にお医者さんというのは、まずいないということです。中江先生に聞きましたら、土日も診察してくれるなんてこと可能でしょうかねって言いましたら、そんなことはほとんど無理だよと。その中で言ったのは、やはり今の医師の仕事というのは非常に負担が多いそうです。そういうことでどういうふうに解決するかっていうと、国の指針としては診療時間を減らすだとか、賃金を上げるとか色々なことを考えてるようなんですけども、先生の負担というのは多いもんですから、私どもも希望は希望としてあげますけども、その働き方改革の関係・・・先生の負担を考えると、お互い納得できる線で納めていく、それについては協定書ですとかやってきますので、その時にはもう協定しました、こうなりましたよというのではなく、素案のときからある程度議員さんにも説明をしながらということでは考えておりま



すのでご理解ください。

- 1番（田中道源君） 7,500万円を5年間で見込んでおります・・7,318万円ですか。これ、当町といたしましてはかなりの金額でございます。であるからこそ、造る意義のある、造って良かったなっていう診療所にさせていただきたいなと思っております。その中で最初に、科目について言わせていただきますと、総合内科ということでございますから、色んなものを診ていただけるんだと思うんですけども、特に押していただきたいと思うのが小児内科の件で、夜間とかでも緊急に診て欲しいよという要望があったら対応できるような、そういう診療所として整備していただけたらなと思います。

それと診療時間についてでございますけれども、確かに土日、夜間というのを押してきて、それは難しいだろうなというのは分かるんですが、そのところを網羅することっていうのが、民間のお医者さんたちを圧迫しないことにもつながると思いますし、ちょうど今、出来ていないところをカバーするからこそ、7,318万円使っても造る意義があるんだっていうところにつながってくると思いますので、そこを協定の際には是非お願いしたいなと思います。

それで、今の時点では7,318万円だというふうに先ほどお答えいただいたんですけども、今の時点ではと言われると、いつか変わる可能性があるというふうにすることも出来ますので、是非7,318万円なら7,318万円が限界ですというふうに言い切っていただけるとありがたいんですけど、その点どうでしょうか。

- 町長（長嶋精一君） 田中議員はかなり内容の濃い勉強をしておられるというのは分かります。ただこれ、協定書の段階で、こうしなければ賛成できないとか何とかということの段階ではないと思うんですよ。我々はそういうことを申し入れる、話し合いで協定書を作っていくわけですから、それは理解していただきたいと思います。それでもしこれが跳ねつけられたら、断られるというケースも出てきます。そういうことも考えてください。

私も一つ一つ決めるときには、それなりの真剣の交渉をいたしますけどもね、それで中途半端な交渉はするつもりはありません。それで7,300万円のことで言いますとね、将来のことは分からないんだけど、今の段階で収支の予定が出ているわけです。その予定が7,300万円というふうに明記されているわけですね。今の段階ではそれがピークとして私は考えてます。それ以上の答えはないんじゃないでしょうか。これより良くなるケースもあるし。だから私としては7,300万円で・・町としては考えてますということ地域診療の方に申し入れるつもりです。以上です。

- 1番（田中道源君） 確かに先のことは分からないというのは、これは仕方のないことだと

思います。だからこそ、色々な資料を見ながらこれで妥当なのかっていう・・・それを審議するのが、今のこの指定管理者を決めるこの審議の場だと思うんですけども、どういう赤字の結果を持ってくるかっていうのは分からないことです。それで協定の場、また、このものを管理者さんとの監査の場であったりというところに、議会がその都度、携わるってことではないと思いますので、だからこそ今、町長というか当局としては7,318万円、これ以上出すつもりはないんだということを言っていただくことが、ここで審議する私たちの担保になるのかなと思います。こちらとしても町民の方々から負託を受けてこの場に立っておりますので、際限なくお金が使われる可能性があるよというのを、可能性を残したまま賛成というわけには行かないものですから、7,318万円これが限界です。出してもらってる資料なので、これに基づいてそこまでしか考えてませんとお答えいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○町長（長嶋精一君）　そういうふうには私は考えております。但し、それを受け入れられなかった場合は、この話しが非常に難しくなるっていうことも考えられます。それはそれで田中議員も理解してもらえますね。

将来のことは分かりません。ただ、7,300万、7,300万って言いますがね、これは5年間の・・・毎年7,300万円という意味じゃありません。これは分かってくれると思うんですけども。当松崎町はそれに耐えうる財務体質を持っています。それは心配ありません。

そして地域医療振興会も財務を見ていただいていると思うんですけどね、売り上げが1,249億ですね。それと総費用が1,243億。当期利益が6億2,000万円位です。それから内部留保というのは45億くらいございます。従って体質としては非常にいい体質を持っています。そして過去の実績も非常にいいということ。安良里診療所、田子診療所等々見てもですね、かなりの評判もいいし、私はかなり・・・誘致しても皆さんの要望に応えられると思います。

そういうことを考えますと、やはり何て言うんですか、いくらまでしか出来ませんよというようなことを、果たして言っているのかどうか。企業は企業、あるいは地域医療なら地域医療は、それなりの努力をする、そういう事業体なんですよね。だから決算書類だけを見ても非常に優良な事業体だと私は思います。従って田中議員の方でそういうふうには、どうしても7,300万ということであるならば、そういう話しはいたします。天井知らずということは僕も考えておりません。但し、それは話し合いです。それを協定書の中で明記するということは、どういうふうには明記するかってのは私も分かりませんが・・・分かりませんが要望として話し合いはいたします。それ以上の答えは、私は今のところ考えておりません。

○1番（田中道源君） 今の答弁で納得いたしました。おそらく3月の予算の段階で、債務負担行為という形で7,500万円なりが出てくると思います。その時に今の話しでない数字が出てきた場合は、申し訳ないですけども賛成することは出来ないと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。以上です。

○7番（高柳孝博君） 先ほど回答をもらわないまま終わったような、消化不良でちょっと……。1つは今のお金の話しですけど、先ほどその説明をしていただいきたいということで700万というお金を出したわけですね。700万というお金が、運営費として事業費として認められて交付金で来るわけですね。そこのところ7千いくらって言いますと、その700万のどこ、運営費以外で38,178,000円が来るという理解を私はするが、それでよろしいでしょうか。1点と、それから先ほど利益の60パーセント、40パーセントの話しをちょっとしたんですけど、資料の運営の実施方針というところ見ていただきたい、(5)のところですね。ページがないので、松崎町岩科診療所事業計画書です。事業計画書の2枚目の裏ですね。運営の実施方針というのがあります。その中の表があるわけですけど、その中のその他のところで、各施設においては各年度で利益が見込まれる場合は、利益見込みの40パーセントを公益事業負担金として、施設運営事業以外の公益事業に充当していますので予めご了承くださいってことは、各事業所っていつてますから該当するんじゃないかと思います。ただこれは、必ずしも当てはめるわけでもないのかもしれませんが、その辺りの考えが一つ。先ほどそこのところ回答がいただけてないと思います。

それからもう一つが信頼性の問題なんですけど、地域の信頼ってものすごく大事だと思いますので、是非これは要望で結構ですけど、何か住民との間での、医師との間のトラブルとか何かあった場合にでも一緒に考えて対処する。そういったところの話しの中で、一度していただきたいと思います。その2つ、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 申し訳ございません。先ほど回答の方で漏れが生じましてすみませんでした。

1点目の700万円の運営交付金の関係でございます。こちらにつきましては、今の資料のところの次のところですね。当協会ではというふうに記されておりますけれども、こちらは申請者の方から提案というふうな形でいただきました。この700万円の根拠でございますけれども、いわゆる1つの診療所を造りますと、地方交付税というのがあるんですけども、そちらの基準財政需要額というのがございます。そちらに1診療所あたり700万円が余分というか算入されるものですので、もともと無いお金だったんですけども、診療所が出来る

ことによって700万円がその地方交付税の中に算入されるということで、その分を何とか充当していただけないかというような提案でございますので、我々の方もそちらについては前向きに考えているということでございます。

あと、ここに書いてあります利益見込みの40パーセントを公益事業負担金をということで書いてありますけれども、申請者におかれましては公益社団法人とうことでございます。一方的に利益だけを追求するのではなくて、やはり公益事業ですね・・何か運動教室ですとかそういったものにも力を入れているものですので、全部利益を団体の中に入れるんじゃないで、そういった公益的な事業の方にも入れるよということだと思います。

それから最後、信頼性ですね。住民とのトラブルがあった場合、当然トラブルがあれば指定管理をお願いしてあっても、町の施設でございますので、当然、町も間に入ってそういったトラブルが無いように、仲裁というか取り持つような形で考えております。そういったことも今後の協定書の中で加味していきたいなと思っているところでございます。

○8番（土屋清武君） 今回の診療所の関係で公募したときに、町の条例案とホームページで募集したときに、条例案を出しているわけですね。その案を我々議員にも勉強会のときに、こういうのを案にする予定ということで出してきたわけです。そして今回の議会に出した条例とは若干変わってるんですね。今になってこれを変えるということは、この診療所の申請のものに何ら問題ないものかね。先ず、それが第1点。条例を変えたことによってね、公募のときの条例と今度提出された条例の案を変えるという、その辺の信頼性というか信用性。そのところは1点。

それで先ほどから、地域振興協会から提出されたものについて、私も内容をお伺いしたいんですけども、運営の実施方針の中で、ここに公共交通機関の整備、検討というようなことが謳われてますけれども、これを提出されて何ら質問をしなかったでしょうか。受けた町の方で、これはどういう内容のことをいうのか、受けてそのまま、はいそうですかっていう訳には行かないでしょう。内容が分からなければ、提出したところから聞かなければならないでしょう。

先ほどの質問で、赤字になった場合には云々というようなことがありましたけども、そこらの関係、\*\*\*\*もなく補てんしなければならないということのないように・・そこは先ほど町長から回答がありましたが、はっきりしたことはまだ言えないと思いますので・・。

この提出された内容を見ますと、先ほどの交付税の関係も出ていますけども、毎年700万円出るわけということで、だけれどもこれは何でうちの方からやりますよって言わないうち

に・・・もっとも町の方で、いいですよという回答だからここに載っけてきているんでしょう、振興協会では収入として。これは町からやりますよと言って、初めて収入に載っけるわけでしょう。そうしないと、ちょっとおかしいじゃないですか。というのは交付税で来ても、今後、診療所を運営していく場合において、機械器具なんか古くなって取り替えるというよくなときに、準備金が何も無くては、また税金を入れなきゃならない。隣の西伊豆では、その700万円の内の400万円は地域振興協会へとやるけれども、300万円は町の方で積み立てておくと。そして機械器具等の買い替えというようなことに充てるということで400万円しかやらないそうですよ。700万円を町でOKしたかどうか知らないけど、これは勉強会の際に質問したけども回答しなかった。700万円は町の方からやりますよってという回答したか何か知らないけど、収入に載っかってますよ。まず、それだけを聞いておきましょう。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 先ず3点目の交付税の700万円ですね。町から言い出したのではないかと言うようなご質問だったと思いますけども、これは町からは全くそういうことは言ってません。これはこの申請書に書いてありますように、あくまでも申請書は提案事項でございます。実際にこの団体においては、指定管理をやっている自治体ありますけれども、そういった例を参考に、他の自治体ではこういうふうに行っているものですので、松崎町さんも参考にしてくださいねというような意味合いだと思います。それに基づいて収支計画書の中に確かに700万円、運営交付金等ということで入っておりますけども、これも別に町が指示したことではなくて、今回、団体から申請が上げられたものでいった場合に、経常収支・・・最後の⑫のところですね・・・こういうふうになりますよということでございますので、決して町からそれを勧めたわけではないってことをご理解いただきたいなと思います。

それから公募のときの条例案と今回の条例案が違って、問題ないのかというようなことでございます。今回、公募をするに当たって、我々の方は本当に初めての試みだったものですので、一応基本的にはこういう線でというような形で条例案を示して公募の方をさせてもらいました。先日の臨時議会で設置及び管理の条例を出させてもらいましたけれども、こちらにつきましては、実際に公募で応募をされてきた団体の意向を汲んだものを・・・例えば診療時間とか入れておりますけれども、基本的には内容を公の施設の手続き条例とダブっているところを除いたりして、公募のときの条例と変わっているところもありますけれども、基本的にはそんなに違いはないということで考えております。

それからあと、交通機関の関係ですね。これは運営管理の基本方針の方で、岩科に診療所が出来るということで、患者さんの足の確保をお願いしたいよというような要望でございま

す。この辺については当初、相談に乗っているときから、交通機関がねというような話を  
いただいておりますので、こちらにつきましては今後の課題で、例えば自主運行バスの増便  
ですとか、それは今後の課題ということで、我々は宿題として受け取っているものでござい  
ます。

○8番（土屋清武君） ちょっと700万円の関係ね、私がいっているのは、交付税として町へ  
来るものだから、向こうが勝手に計上してきたらこれはどういうのですかと、この書類を受  
け取ったときに内容を審査するでしょう。そのときに、これはどういうことですかというこ  
とぐらいは調査しないのかね。それが役所の仕事でしょう。

そして地域振興協会の方でこういうふうには交付税で来るから、その分について何とかうち  
の収入として上げさせてもらいたいということを言って来て、ここに計上するならそれは分  
かりますよ、OKしたのなら。OKしないのなら何だねと聞くのが当たり前でしょう。

それで西伊豆みたいな方式が取れないと、松崎町の場合については機械器具を取り換える  
とかっていう場合については、今度は税金で入れなきゃならないでしょう。これでいくと、  
そういうのが減価償却が何も見てないでしょう。回答願います。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 700万円をチェックしていないのかというようなご質問です  
けど、当然申請書が来れば我々の方も一通り目を通させていただきます。ただこれは、あく  
までも申請書で提案というような形でございますので、これをおかしいよとか、そういうこ  
とまでは我々の方は言えないと思っております。

あと、減価償却の方のお金が入っていないということですがけれども、収支計画を既に皆様  
の方に示しておりますけれども、あくまでも今考えられるものとする、こういう収支にな  
りますよということで資料をお示したものでございますので、収支についてはそういうこ  
とでご理解をいただきたいと思います。

○2番（鈴木茂孝君） 今の土屋議員の質問に重ねてですけども、その700万円の交付金です  
けれども、町としてこれをどのような形で、丸々あげてしまうのか、例えば西伊豆みたいに  
400万、300万で分けるのかというようなお考えがありましたら教えてください。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 本来ですと交付金という形はやらないで、決まった指定管理  
業者の方にやらないで、医療設備の方もやっぱり何十年というふうには持つわけじゃなくて  
更新しなければならないものですから、それを購入するための財源に、この700万円丸々充  
てられればいいんですけれども、今後の経営状況何かを見ながら・・・先ほど西伊豆町さんの  
場合は400万円が運営交付金で、残りの300万円を積立ての方にまわしてるという・・・これも

1つのモデル的な方法ではないかなと思っております。ですから当然、我々の方もそれを参考にしながらやりますけども、金額の配分につきましては今後検討・・・当然我々だけではなくて、議員の皆様とご協議をいただくということでございます。

○2番（鈴木茂孝君） 例えば赤字額が同じようなものでも、300万円はキープしておくよとか、200万円はキープしてくよとか、そのような形にしてもらえれば、もし何かあったときにも直ぐに機械代として使えるということがあると思います。

それと、年度末に収支報告があると思うんですけども、その場合に例えば町長がその収支報告を見て、向こうの方と・・・例えば期限を決めて1か月以内にお話しをして、次年度の予定を決めるとか、そのような期日を決めるというような予定はございませんか。

○統括課長（高木和彦君） 基本的にはですね、申請書の方にも確かあったはずなんですけども、2か月以内ですか3か月以内に決算を終え、町長に報告するという形で、既にそういう提案をされております。また、この会社はしっかりした会社ですので、外部監査が入るとかそういうようなこともありますので、そちらの経理についてはある程度任せても大丈夫ですし、そういう機会はありますので、ご安心ください。

○2番（鈴木茂孝君） 2か月以内にお話しするということでよろしいですか。

○統括課長（高木和彦君） 2か月か3か月以内に決算報告する形になっています。

○2番（鈴木茂孝君） その時にお話しするということがよろしいですね。

それでこの診療所の地区というのは、浸水地域に入っているかと思われまして。その場合に、例えば、もし浸水するかも知れないので、それなりの対応をしていただきたいというようなことをお願いする予定はありますか。

今から調査をすることになっていると思うんですけども、やはり近年の河川の状況とか見ますと、やはり水が来るということは十分考えられますので、その対応をやはりお願いした方がよろしいのかと思ひましてお聞きしました。

○町長（長嶋精一君） すぐ近くに幼稚園がありますね。じっくり皆さんが、過去の人たちがあそこは安全だろうというところで、かわいい子供たちを預かる幼稚園を設定したと思うんです。だけど、そういうことから安心してらるんじゃなくて、今、鈴木議員がおっしゃったようなことは当然、地域医療と話しはします。どこの企業でも必要なことですから。

○2番（鈴木茂孝君） ですので、たとえば医薬品を岩科小学校のところに少し備蓄しておくとか、そのような対応を・・・せつかく浸水地域外にやりたいということで造ったものですから、もし何かあったときに、そこはしっかり十分に機能できるようにしていただきたいなど

いうふうに思っております。お願いいたします。

- 6番（渡辺文彦君） 収支計画の件で若干お伺いしたいんですけども、まだ営業というか、実際診療が始まっていないので仮定の話しでしかできないってのは分かるわけですけど、我々もこの計画が本当に妥当かどうかの判断をせざるを得ないもので、当局側が把握している範囲で結構ですので確認したいと思います。

基本的に振興協会の方は、1日25名の方が来られれば、当年度から営業はなんとかやってみると、最初のうちは15名くらいで形で想定されているわけなんですけども、近隣市町の診療のニーズとか実際の収支の状況から考えて、この収支計画書は妥当であると判断されて・・・当然そう判断されてると思うんですけど、人数的な根拠なんかをどのような形で判断したのか、もう一回、ちゃんと明確に回答をいただきたいんですけど。

- 統括課長（高木和彦君） 例えば安良里診療所、あそこは安良里自体は人口1,200人のところですけど、1日平均にすると86人の外来患者があるそうです。年によっては100人ということもありました。また、田子診療所、こちらは2,200か2,400くらいの人口ですけども、1日に56人外来患者があるということを知っています。

これを見ますと、今まで一番心配しているのは、岩科地区、道部地区をたすと、人口というのは1,200人ですから、大変厳しいじゃないかっていう話もありましたけども、そこに住んでいる人口だけで患者数が確定するということではないと感じています。また、これから心配されるのは、人口が松崎町はどんどん減って行くよという議論も時々出るんですけども、病気になり易い75歳以上の高齢者っていうのは、これから10数年は現状のまま進むようなことが見込まれています。そういうことを勘案したときに・・・、それともう一つ、菊池先生が廃業してから、松崎町の方が沢山の方が安良里、田子、西伊豆病院に行ってるということをお考えますと、地域医療振興協会はすぐに・・・今、行っているお医者さんを変えて岩科に来るということはないとは思いますが、ですから最初は15人、5年の内には25人とかっていうような確保できるよっていうような試算はあります。ただ、一番初めに言いましたけども、これも僕らが判断することじゃなくて、こういう地域医療・・・過疎の地域医療に精通している協会が出した数字ですから、私どもはこの数字を今の時点では信じて、事業計画を考えております。

- 6番（渡辺文彦君） 僕も色々な情報の中で、この数字はそれなりの妥当性はあるのかなと判断はしているわけですけども、基本的にはやってみなければ分からないところが現実だと思います。そういう意味で、この収支はあくまでも見込みであって、でっぱりが当然出



てくるわけだろうけども、先ほど田中議員が何度も念を押されてたように、債務負担行為の部分が7,500万くらいですよって念を押されてるわけですけども、計画によっては7,500万負担しなくてもいいかも知れないけど、場合によってはそれ以上になるかも知れないけども、当面は、5年間の間は債務負担行為としては7,500万くらいで見込みであるということでしたのでよろしいわけですね。

○議長（藤井 要君） 暫時休憩いたします。

（午前10時55分）

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

---

○議長（藤井 要君） 質疑はございませんか。

○7番（高柳孝博君） 先ほど質問した中で、更に少し詳しく質問したいと思います。

先ほど時間の話し、夜間とかあるいは日曜日とかそういうような色々な考え方もあると思います。それを考えてみたときに、安良里診療所は若干遅くまで診療をされているということなんですけど、その中には松崎から診療に行っている方がいると思います。その時に、例えば松崎が夜間にやったときに、どれくらい松崎の方に入ってくるか。需要が・・・先ほどの収支計画に影響してくると思うんですが、どれくらい需要があるかってことが1つの大きな判断になると。これは協議事項ですので、今後、協議するにあたって、その辺りの需要ってのをしっかり掴んでやるべきだと思います。需要との考え、いかがでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 幸い安良里ですとか田子診療所は地域医療振興協会が経営しているということがありますので、指定管理者に正式に決まりましたら、その辺がどのような数字になっているか聞き取りをしたいと思います。

○7番（高柳孝博君） 同じ系列でやられているんで、例えば持ち回りってのもあるかも知れませんが、要は収支計画、あるいは夜間置くとなると事務員を置かなければいけない、それから看護師も置かなければいけない、その辺りをどう考えられるか、それは受けられる方の経営方針だと思いますから、あえて言う必要はないかも知れませんが、1つは需要ってのが収支の・・・今の議論の中では分かれ目になってると思いますので、そこを是非確認したうえで協議をしていただきたいと思います。

○1番（田中道源君） 先ほど休憩前の高柳議員の質問にございました運営実施方針の確保の、

その他の点なんですが、利益見込みの40パーセントをというこの部分でございます。公益社団法人でございますので、おそらく事業費の半分は公益的な目的に使わなければいけないということで、こういうような措置をここに入れてるんだと思うんですけども、利益が出た場合なんですが、今回の診療所の事業というのは、町の方で建物を用意して、また、赤字も最初の5年間は負担するよという中で、黒字が出た場合に、当初の建物に対する・・・指定管理者の方がどういうふうに戻すかとか、若しくは、いずれ来る手直しの際の積み立ての件に関してどうするか。黒字が出た場合にどういった方向性で協議しようとしているのか、当局の考えをお聞かせいただけますか。

- 健康福祉課長（新田徳彦君） 先ず建物は誰の所有かということ考えた場合に、当然これは町のものでございます。ですから、例えば建設工事ですとか、医療設備ですとか色々経費がかかるわけですけども、基本的には町の持ち物でございます。

診療で黒字がでた場合、それをどう還元するかということですけども、町が投資した分に、それを還元するっていうのは、今のところ我々の方では考えておりません。

- 1番（田中道源君） 今回の診療所というものが、利用料金制というふうに謳ってると思えます。利用料金制というのは、基本的には赤字だろうが黒字だろうが、その利用者の中での費用で賄っていくというものなんですけども、それを今回、赤字を補填するというので、本当の意味では利用料金性の併用とかってというような表記が正しいのかも知れないんですけども、意味合いとしては町も負担するよと、補てんはして行くよということの中で、黒字になった場合、その補てんしていたところを戻してもらいますよとか、若しくは、その建物をこちらが用意して貸しているような状況だと思いますので、建物代としてその料金はいただきますよっていうようなこともあり得るのかなと思います。

これからの協議だと思いますので、黒字になった場合にそれをどういうふう処理して行くのかっていうのを、全部、管理者任せにするんじゃなくて、一番怖いのは病院の中でのルールの中で内部留保をどんどん貯めて行って、赤字のときだけ負担してくれっていうのでは、ちょっと話しとしては上手くないのかなと思います。やはりこちらも、それなりに覚悟を持って赤字を補填するって言ってるんですから、黒字になったときに戻すような話というものが、協定の中で協議されてもいいのかなと思いますので、それで聞いたままでございます。

それはどうでしょう。どんな考えを持っているかって、今の時点での考えをお聞かせいただけますか。

- 統括課長（高木和彦君） 幸い、そういう黒字になった場合、そこについてはある程度・・・

すぐに黒字になって、ある程度時間が経ったときに、だんだん建物の劣化とか機械の劣化とかあるわけですから、黒字になったときはそのために町としても・・・例えば医療基金だとか何とかっていう形で作って行くことが本来だと思います。

今の時点ではまだ公募をして、地域医療振興協会が手を挙げたという状態ですので、私の方でこれこれこういう形でいくらまでってことは言えませんが、黒字の様子によって、これもやはり皆様と相談しながら進めてまいりたいと思います。

○2番（鈴木茂孝君） 私も診療所を是非ほしいと思っておりますし、岩科地区に出来るということで、大変うれしく思っておりますが、先ほど土屋議員のお話で、指定管理を募集した書類と、それから今度の新しく出ている書類ですね、これは同じものとして通用できるのかというお話がありました。その中で新田課長は、そう考えておりますというお話でしたけれども、これは法的に問題はないということで理解してよろしいでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 法的というより、8月2日から公募をしたときに、ある程度、松崎町はこういう状態で設置条例を設置したいということがないと、向こうの方も応募するについてどうするのかということが出てくると思います。実際に僕らは5時まで診察をするという形で公募をしたら、相手方の方で5時半までやるということになりました。そうすることでやっぱり公募したときの案と、今回、条例を制定したときの内容というのは変わる部分があります。それと、公募したときに載っている文面が、今回のときに無いという部分もあります。それは公募したときに相手が2人いて、両方に違う内容を出したらおかしくなるかも知れませんが、そのずれっていうのは無いわけですから、ここの中でもともと考えていた条例と、今回上程した条例との中に、そういう問題が発生する部分はありませんので、新田課長の方は問題ないんじゃないかということで回答させていただきました。

○2番（鈴木茂孝君） 内容のことでなくて、条例というか、そういう問題だと思うんですけども、前の募集要項では、地方自治法第244条の2の第3項及び第4項ということで募集をしていると思うんですけども、今度、新しいところでは、松崎町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定で定められた書類を出さなきゃならないということで、ちょっと違うものなのかなと思っているんですけども、それも遡れるという規定によって、そこも一緒に遡れるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

○統括課長（高木和彦君） この条例を公募前に作ったものと、今回、上程する中で煮詰めたときに、こういう文面にした方がより内容が分かり易いだろうということで整理をしました。

最初に出したやつは、あくまで参考の案であって、公的にそこで決まっているものではな

いものですから、最終的な案というのは、この間、上程のものっていうふうにご理解いただきたいと思います。

○2番（鈴木茂孝君） 私もちろん、診療所を円滑に進めてもらいたいと思うんですけども、だからこそ法の整備というものをしっかりして行かなきゃいけないと思うんです。その辺で、思うんですとか考えていますじゃなくて、やはり法的にちゃんとなっているのかということをお答えいただきたいというふうに思います。

○統括課長（高木和彦君） 今回の条例第5条につきましては、手続きの方法として、公の施設にかかる指定管理の手続きに関する条例がありますので、それに定められた書類を出してくださいと明記したもので、これについては特に問題が無いと・・無いです。これでいいですか。

○2番（鈴木茂孝君） それについては問題なくても、指定管理を募集したときの書類は違うものですよ・・この244条の2に基づいて募集しております。今回の条例ですと、公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の書類を出してくださいね、この条例で手続きを遡ってもいいですよっていうふうにやってるんですが、その時点で同じ書類で出していない以上、これ有効なのかどうかってのがちょっと疑問なんですけども、そこはどうでしょう。

○統括課長（高木和彦君） 繰り返しになるかも知れませんが、案で出したときの・・あの・・案を出したときと違うということですけども、あの・・そのときの趣旨がね、案で出したときの趣旨が違って、これと全然整合性が取れないものになってたらおかしいなという形になりますけども、その辺はきちんとされてますので、あの・・鈴木議員の指摘が、僕、よく分かんなくて大変申し訳ないんですけども、特に問題ないと思って私どもは条例を上げさせていただいております。

○2番（鈴木茂孝君） 何回も言うようですけど、私も内容ではなくて、条項というか条例が違うんじゃないかというお話しですので、その辺・・例えば今回通してしまって、後でもしかしてということがあったら、本当に困る・・大問題になっちゃいますので、その辺をしっかりと確認していただきたいなと思っております。

○議長（藤井 要君） 書類的に比較できるようなものがあるの。

○統括課長（高木和彦君） 議長の方で、今、比較になる書類があるかということですけど、私はちょっとそれは持ってません。

○議長（藤井 要君） 今、持ってないけど、すぐ支度できるの。

- 町長（長嶋精一君） 鈴木議員がおっしゃったような大問題というのはどういうことを想定しているのか分かりませんが、大問題になることは全くありません。
- 2番（鈴木茂孝君） 大問題というのは、一番大きな問題は、診療所の運営が止まってしまうとか、それが一番大きな問題です。やはり法令上が整ってないということであれば、やはりこれは進めるわけには行かないということで止まってしまうというような問題で、私はそれを危惧しております。ですので、その辺ちょっと確認したいなと思っています。もしその辺の整合性が取れていないのであれば、やはり整合性をきちっと取るというのが重要ではないかというふうに思っております。
- 統括課長（高木和彦君） この文面の影響で、そういう今後の診療所についての影響がでるということはありません。
- 2番（鈴木茂孝君） その辺のところ、やはり思っていますとか考えていますではなくて、もし弁護士の方に聞けるのであれば、その辺も聞いていただけることができますでしょうか。
- 統括課長（高木和彦君） この文面についてっていうか、この条例・・・基本的なことには、一番最初に弁護士にも相談して通ったときもありますので、聞けということでしたら聞きましても、あくまでこれについては、もう制定された条例であって、また、この時点で文面についてと言われても、弁護士の何々の証明があるとは言えませんが、私どもは正しいものとして判断をして上程させていただいたものでございます。
- 2番（鈴木茂孝君） 正しいものとして思っておりますではなくて、やはりきちんとお話を聞いていただければと思っておりますが・・・後々このような問題があると困りますので、内容よりも書類的に合っているかどうかということが重要でして、その辺がなかなかどうかなというところでございます。
- 統括課長（高木和彦君） これについては、この条例以外に・・・昨日ちょっとお話しはしましたけども、・・・上程をして、今日、皆様にお示しする書類については、この松崎町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、町長の方に書類を出しなさいという文面になっていて、これに附随するものとして、その施行規則の中に書式ですとか、そういうのが入ってるものですから、それを基に作ったということであって、今日、皆様にお示したこの議案を出すために、この条例を使ったということですので、思うとかそういうことでなくて、今日、皆様に書類をお出しするための手続きを書いてあることということでお話しすればご理解いただけるでしょうか。

今日、皆様に指定管理者の申請を出すためにこの条例がありますと・・・この公の施設に係

る指定管理者の指定の手続きに関する条例を見ていただければ、ご理解いただけるものと思います。

○5番（深澤 守君） 今の説明だと、ちょっと分かりにくいので、最初に出してあった案の部分と、設置条例を出してきて5条を変えた部分をちゃんと説明していただかないと分かりづらいと思うんですね。それについての書類をどのように出して、逆にいうと変えた内容については、本来、設置条例で出していたところが指定管理者を公募するという形、公募条件でこの条件を出したということで、その後に関する手続き条例の条文に変えたときに、募集要項が変更になっているのであれば、それはしっかりと告示なり何なりして、ホームページで公表して、それを公にしてやっているのか、その点についてはやっぱり明確に答える必要があると思うんです。いかがでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 公募のときはですね、募集要項と業務仕様書、この2つが主なもので、募集要項の中でこれこれこういう段取りでやりますよ、何をしますよ。細かいところで仕様書というのがあるわけですから、その参考として、町としてはこういう形の条例を整備したいということになってるわけですから、そこの募集のときの条例案と、今回上げたものが変わってきても、何ら募集ですとかそういうことには影響ありませんので、ご理解ください。

○8番（土屋清武君） 今の回答は、条例はどうでもいいという解釈だよ、それでは。条例の方が優先するんだよ、条例は何たって町の最高のものだから。条例がちゃんとしてなきゃだめでしょう。

○議長（藤井 要君） 条例の番号が違ったとしても、この前の案と、今回入れてある内容と・・・あるの、ないの。

○統括課長（高木和彦君） 募集をするときに、そのときの案を条例として上程をして、またこの時点で変えたといったら、とんでもないことです。ただども、募集をするときに町がこういう方針で行きますよってことを参考に付けたわけですから、そこで内容が変わっても何の影響がありますか。

○8番（土屋清武君） 参考じゃないよ、条例を付けるには。それは絶対のものだよ。付けなきゃならないものだから。

このように公の施設を造る、診療所を造る。それはこういう条例に基づいて造って、そしてこれで募集してもらうんだから。条例が一番優先するんだよ。条例が優先しなきゃしょうがないじゃ。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 条例案ですけれども、当時も公募をする際には、あくまでも初めてやるものですので、今回の形は条例案という形で議員の皆様にもお示しをしまして、そのうえで公募をさせてもらったということでございます。

基本的には募集要項、業務仕様書が主となるものでございますけれども、まだ当時は設置条例等が出来ていなかったものですので、案というような形で示させてもらったということでご理解ください。

○8番（土屋清武君） そりゃ案はいいですよ。案を変えないでそのまま出すのが・・・条例に・・・その通りにやりますというのならいいわけですよ。他の人がそれを見ていて、うちではこの内容では応募しようか止めようか判断をするわけですよ。それが正規の条例になったら変わるっていうのでは・・・正規と案とでは変わってるじゃないかと、募集要項で・・・そうなるでしょう。

○統括課長（高木和彦君） 当初お示した案がですね、1週間に1日診察すればいいよとか、そういう案で大きい変更があればそれはそうでしょうけども、そういう影響が無いから私どもでは最終的に、条例を出すときには色々審査をして、話し合っただけで最終的にこの議案にまとめさせていただいたものでございます。

○議長（藤井 要君） 暫時休憩いたします。

（午前11時29分）

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

---

○議長（藤井 要君） 統括か誰か答弁は。

○統括課長（高木和彦君） 日にちは忘れましたが議会全員協議会終わって、その後、勉強会のご記憶はございますでしょうか。その時、その件についてお話しをして、公募するときを示した設置条例の案と・・・この辺につきましては、条例については上程するときまでに整備をして変更があり得ますというお話もしたうえで上げてるわけですから、そこはご理解いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（藤井 要君） 内容の変更は。何も無ければ、無いって言えばいいじゃ。

○統括課長（高木和彦君） 今、新田課長とも相談したんですけど、変更の内容のところは、指定管理者が決まったときに告示をしなければいけないとか、報告義務があるとかっていう

部分が、案のときにはあったんです。それを色々整理して行って、要らないからということで削除したようなことで、指定管理者の指定に関する部分ですとか、公平性ですとか、変わる部分での変更はございません。

- 6番（渡辺文彦君） 今の議題は、この応募されてきた地域医療振興協会が松崎の医療を担うのに相応しいかどうかという議論をする場であるかと私は理解しています。そういう観点でちょっと質問させていただきたいわけですが、とりあえず今回、公募にかけて指定管理に関して、5年間ということで謳われているわけです。振興協会の方では、5年以降も継続的に運営することを前提にしていますということが書かれております。当然、我々としてみれば今後ずっと、ここで診療をしていただきたいわけですが、仮にこの前提が崩れるような場合があるとすればどういう場合があるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

他のところでもって、この地域医療振興協会が関わった他の診療所で、途中で中断されたようなケースなんかはございますか。

- 統括課長（高木和彦君） そこまではよくわかりません。あるのは、今までお医者さんがあったけども、開業していたお医者さんが亡くなったとか、転出してしまっていなくなったときに地域医療振興協会が入るというケースです。

もう一つ、一番最初にこういうことが・・・これから継続してやって行けるかどうかという話ですけども、そこは迎える町民が地域医療振興協会に対して、来てくださいと我々がお願いで、迎え入れる態度というのが一番重要だと思います。どうしてもこの計画を止めさせたいとか、そういう気持ちでいたときにウェルカムの気持ちで接しても、こういう議論だけ繰り返すというのが本当にプラスになるんでしょうか。これから色々議論して賛成いただければ、私どもは建物を建てることですか、そういうことで地域医療振興協会と正式に協議を重ねます。ですからもし、これで不満の方もいらっしゃるのも分かります。ただ、これで可決して、地域医療振興協会を指定管理者としてお認めいただいたときには、今度、皆様もう一回、気持ちを新たにして迎えるような気持ちでやっていただければ、地域医療振興協会はこれからも、10年も20年も30年も松崎町の医療のために働いてくれると確信しております。

- 5番（深澤 守君） 将来的なことなんですけど、指定管理についてちょっと外れるかも知れないんですが、松崎が今度、診療所を建設するにあたって過疎債というものを当てにしていると思います。これは100パーセント出るものではないと思います。減額された場合、若しくは過疎債が認定されなかった場合に、どのような措置をとるのかお伺いいたします。



○統括課長（高木和彦君） 私どもは過疎債が適用になるということを前提に動いています。また、県の方も非常に協力的で、初めはここ最近、医療に関する補助金というのは1,000万とか、非常に少ないということで、初め私どもが交渉に行ったときは全部付けれるかどうか分からないよということがありましたけども、県の方も色々努力をしてくれて、満額付くような方向でいます。

これから実際に過疎債の手続きに入って・・・財政の方で入っていくと思いますけども、過疎債についてもやっぱり色々な性格なものだとか緊急性ですとか性質によって、過疎債を申請しても出ないということは確かにあるようですけども、私どもの今の感触としては地域医療という重要なことですから、過疎債については、ほぼ希望通りに出るんじゃないかというふうに観測しております。

○2番（鈴木茂孝君） 先ほどの話しに、もう一回戻って申し訳ないんですけども、私も岩科地区なので当然、診療所は進めて行きたいと思っております。その際に今のような、ちょっと私も最後までどうかなと思うところがありますけれども、その辺のところは瑕疵がないというふうな形で断言していただけますでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 断言いたします。

○6番（渡辺文彦君） 地域医療振興協会が、今度こちらに来られれば、地域の医療を担っていただくわけですけども、地域の医療機関の特色ってことでもって、色々な地域の医療体験の中に参加して、地域医療を担っていきますよってお話しがされてると思うんですけども、その辺のネットワーク的な面にこの団体が入って行くのに、何ら支障は無いつてふうに理解してよろしいでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 賀茂医師会というのがありまして、町の健康診断だとか色々やっていますけども、地域医療振興協会も賀茂医師会の方に加入するというので、賀茂医師会の方でも地域医療振興協会が来るということについては歓迎している姿勢がありました。

○6番（渡辺文彦君） もう1つだけ確認したいことがございます。運営方針の3のところ、利用料金減免を適用する場合の考え方ということで、原則として減免は行いませんって書かれております。このところの説明をお願いいたします。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 基本的には利用料金制ですので、減免というのは行わないわけですけども、例えば国民健康保険制度なんかで災害に遭われたですとか、減免規定がございまして、そういう場合については町の方から減免というような形になりますので、現状では通常の利用料金制を導入するというので、こちらの申請書の方では減免を行わない

意向だよというような提案をされてきておりますので、基本的に町といたしましてもこの線で行きたいところがございますけれども、もし何かイレギュラー的なものがあれば、今後、協会と話し合う機会はいくつもあると思いますので、その中で話し合っ行ってきたいと考えております。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はございませんか。質疑が無いようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○5番（深澤 守君） 私は本案に反対いたします。

指定管理者を指定するために、地方自治法においては先に設置条例を制定することが前提となっているにも関わらず、条例を制定しても応募があるか分からないなどの理由で、条例を制定せず指定の手続きを進めてきました。条例を制定してからも公募する期間は十分に取れたはずで、行政調査委員会からの答申でも、付帯意見として先に条例を制定すべきとされています。

条例制定前に行った手続きが、有効であるということが法的に証明されていません。また、指定管理者の指定の基になる設置条例に不備があることは明らかであります。不備のある条例に基づいた議案は、審査の対象となり得るものではありませんので、議員として賛成できるはずもなく、全員反対で否決とする議案でありました。そして、当局側から取下げを申し上げるべきであったと思います。

行政は法律に従って事務を進めることが当然であり、法に反した手続きを、後から条例を制定すれば容認されるなどということはあってはなりません。これは前例を作ってもいけないことだと思います。

当局は、事前に条例制定が必要であることが分かっているのにも関わらず、イレギュラーな手続きではないと説明してきたことも許されるものではないと思います。

私は、将来的には診療所は必要だと思います。しかし、5年度で5,000万余りの赤字が必要な診療所を、今すぐ岩科に開設する必要はありません。まずはしっかりと計画を立て、地域の医療の体制はどうあるべきか、もう一度検証し、しっかりと計画を立て、もう一度、岩科診療所の計画を練り直すべきだと思います。全てを白紙に戻すべきだと思います。

よって私は、本案に対して反対いたします。

○議長（藤井 要君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○1番（田中道源君） 私は、この本案に賛成したいと思います。

これまでの経緯の中で、進め方が色々とイレギュラーだった点がありまして、それによる混乱や分かり難さといったものがあつたことは、当局の方も反省していただきたいと思いますが、今のこの議案を通さないことによるデメリットというものを考えましたところ、指定管理者の・・・一度、公募を出している方から訴訟を起こされかねないかと思ひますし、また、一度ご破算になったところで、二度目の公募をかけた際に、同じく、また手を挙げてくれる可能性というのは低くなるんじゃないかと思ひます。

もちろん、法あつてのことでございますから、この点に不備が・・・不備というかごたごたがあつたことは当局の責任だと思ひますけども、あくまで住民の求めている、この町に必要なものを進めて行かなきゃいけないという観点で、この議案に対して賛成したいと思います。また、再三、言つておりました7,500万の上限というものをしっかりと明言していただきましたので、私は賛成したいと思います。

○議長（藤井 要君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論の発言なしと認めます。

○議長（藤井 要君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（高柳孝博君） 本案は、ずっと長い間、議論してきたものであります。当然、条例についても事前に議論があつてしかりかなと思ひます。私はその議論ができなかつた。それが今に成り立っている原因ではないかと思ひます。そうとは言つても、やはり法というのは守らなきゃいけないし、今の話しでいきますと法的には、一応、弁護士等で聞いて、特に問題は無いというようなお話しでしたので、私は本案に賛成いたします。

1つは指定管理者について、指定管理者は相応しいかどうかということが1つの論点だと思ひますが、その点については実績もありますし、監査体制も出来ている。それからネットワークの出来ている。そして地域における関連の診療所もあつて、どっちかというかと相応しいじゃないかと思ひます。ただ、今後、詰めなきゃならないことは沢山あるわけですね。協議しなければならぬ事項がありますので、その辺りを是非、色んな方の意見、住民の意見が特に、またそれも大事だと思ひますので、その辺りを加味しながらスムーズに行くようお願いしたい。そして、それを期待しまして賛成とします。

○議長（藤井 要君） これをもって討論を終了します。

これより議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町岩科診療所）の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（藤井 要君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---